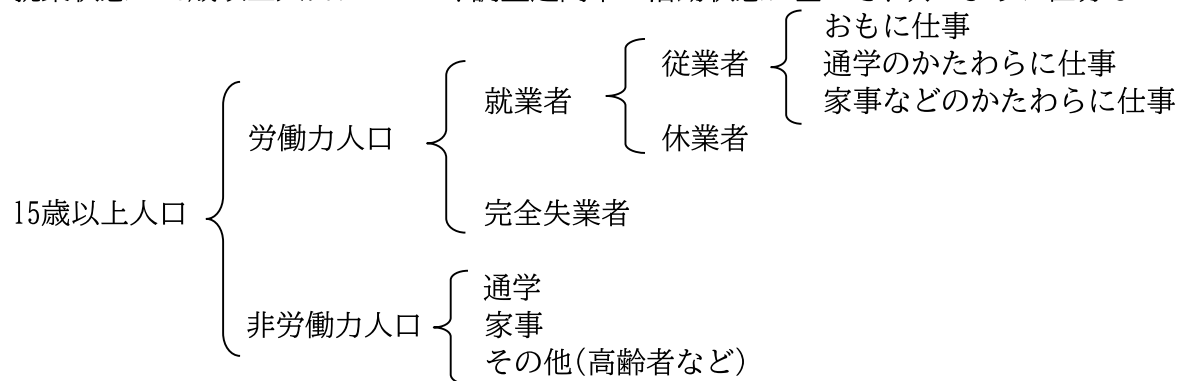


[用 語 の 解 説]

<就業状態> 15歳以上人口について、調査週間中の活動状態に基づき、次のように区分しています。



労働力人口・・・15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

就業者・・・「従業者」と「休業者」を合わせたもの

従業者・・・調査週間中に収入を伴う仕事を1時間以上した者（家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする）

休業者・・・仕事を持ちながら、調査週間中に少しも仕事をしなかった者のうち

1. 雇用者で、給料、賃金の支払いを受けている者又は受けることになっている者
2. 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

完全失業者・・・次の三つの条件を満たす者

1. 仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）
2. 仕事があればすぐ就くことができる
3. 調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

非労働力人口・・・15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者

労働力人口比率・・・15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合

完全失業率・・・「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

<従業上の地位> 就業者を次のように区分しています。

自営業主・・・個人経営の事業を営んでいる者

家族従業者・・・自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者・・・会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員

<雇用形態> 会社・団体等の役員を除く雇用者について、次のように区分しています。

正規の職員・従業員・・・勤め先で「正規の職員・従業員」と呼称されている者

非正規の職員・従業員・・・上記を除くすべての雇用者